



令和5年12月22日

各 位

会社名	株式会社やまぜんホームズ
代表者名	代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者 前野 一馬
(コード番号)	1440 TOKYO PRO Market)
問合せ先	上席執行役員経営企画部長 伊豫田一博
T E L	0594-48-5224 (代表)
U R L	http://www.yamazen-homes.com/

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、2023年12月22日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます）を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2024年2月29日（木）に開催し、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議致しましたので下記の通りお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で上場廃止申請をすることになります。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2017年3月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場をいたしました。株式上場によって顧客の拡大や優秀な人材の採用ができ、当社の主力事業である戸建住宅事業の実績も向上し、社会的信頼性や認知度向上に寄与できたものと認識しております。

しかし、今後、経営環境が厳しくなる中、組織体制の再編成や商圏の統廃合などの事業改革を迅速に進めるためには、より一層スピード感のある経営判断や経営の自由度が求められるため、上場廃止申請を進めていくことが妥当であるという結論に至りました。

ただし、当社は、上場適格性維持に関して、以下のような点について担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社から懸念を示されており、そのことも、今回上場廃止申請を行う理由となっております。

- ・ 2023年10月27日付開示資料「2023年7月期発行者情報の提出遅延に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社の会計監査人である監査法人コスモスより2019年5月当時の当社不動産プロジェクトに関連する覚書に「違約金」に関する件が記載されていることがわかり、その後当社内にて当該事業の初回契約からの経緯の調査を進めてまいりました。
- ・ 調査を進めていく過程で、当該プロジェクトは2019年9月末の段階ですでに無効化していたにも関わらず、その時期にプロジェクトが無効になったことが取締役会等にて報告されていなかったこと、かつ当該プロジェクトが無効になった段階ですでに支出した前渡金を特別損失として計上する会計処理がなされていなかったことが判明いたしました。
- ・ 担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、2019年9月末の段階における当該プロジェクトが無効になった状況の報告がなされなかったことが J-Adviser 契約の第4条（義務）の違反に当たる可能性があること、また監査法人コスモスに対しても2019年9月末の段階における当該プロジェクトが無効になった状況が伝わっていなかったことについて懸念を示す旨の連絡を受けております。

2. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により、株主総会の特別決議を要することとなっているため、2024年2月に開催予定の臨時株主総会において、上場廃止申請の件を付議いたします。当該株主総会における可決承認を経て、同日、上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し、受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定です。

(1) 臨時株主総会招集事項決議	2023年12月22日
(2) 基準日公告の開始	2024年1月11日(予定)
(3) 本臨時株主総会の基準日	2024年1月26日(予定)
(4) 招集通知発送日	2024年2月6日(予定)
(5) 本臨時株主総会開催日	2024年2月29日(予定)
(6) 上場廃止申請書の提出日	2024年2月29日(予定)
(7) 上場廃止日	2024年3月29日(予定)

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程より当社が TOKYO PRO Market に上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であると承諾を受けております。

発行者情報の<J-Adviser 契約解除に関する条項>において、発行者情報を「期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合」は契約を即日無催告解除することができる」と規定されておりますが、社内調査が進んでいることや監査対応が継続していることから、遅延理由が適切でないと判断するには至っていないとの報告を受けております。

以上